

平成28年7月22日

「『京の子育て応援総合融資』 中信 京の子育てローン」 の取扱いを開始いたします！

京都中央信用金庫（理事長 白波瀬 誠）では、下記の通り、「『京の子育て応援総合融資』 中信 京の子育てローン」の取扱いを開始いたしますので、お知らせいたします。

本商品は、京都府少子化対策条例に基づき、当金庫と京都府の協働により子育てに係る費用全般を対象として創設され、京都府民の子育てに対する希望を叶えることができる社会の実現に寄与することを目的としています。

記

1. 取扱開始日

平成28年7月25日（月）

2. 商品概要

商 品 名	「京の子育て応援総合融資」 中信 京の子育てローン
ご利用 いただける方	次の①～⑨の条件をすべて満たす個人の方。 ①申込時年齢満20歳以上満70歳未満で、完済時年齢が満75歳未満の方。 ②安定継続収入のある方。 ③株式会社セディナの保証が得られる方。 ④当金庫の定める融資基準を満たしている方。 ⑤当金庫の会員資格のある方。 ⑥原則、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供を扶養している方。 ⑦申込時に京都府内に住所を有する方。 ⑧京都府税の滞納がない方。 ⑨他金融機関を含めた京都府の「京の子育て応援総合融資」の利用合計額が200万円を超えない方。

お使いみち	<p>子育てに係る費用全般。ただし、事業性資金、レジャー・娯楽資金、他の借入金をまとめるための資金、自動車・高級服飾品を購入する資金は除く。</p> <p>たとえば、</p> <p>○教育：保育・幼稚園から大学（ただし、大学院は除く）や塾などあらゆる教育・保育施設に関する学校納付金、受験費用、子供の下宿費用等。</p> <p>○住宅：家族で住むための住宅に関する敷金・礼金・家賃、増改築・補修費用、転居に必要な資金等。</p> <p>○一般：日常生活上一時的に必要な費用、子供の医療に係る費用等。</p>
ご融資金額	200万円以内（10万円以上・1万円単位）
ご融資期間	10年以内（6カ月以上・1カ月単位）
ご融資利率	年2.8%（変動金利・年2回金利見直し型）

※ ご融資利率は、金利動向により変更となる場合があります。

3. その他

- ・お申込に際しましては当金庫所定の条件がございます。また、当金庫所定の審査をさせていただいた結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ローンの詳しい内容または現在のご融資利率等につきましては、当金庫の本支店または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。
- ・店頭にて説明書をご用意しております。
- ・商品についての概要は、次頁をご参照ください。

以上

<p>☆本件に関するお問い合わせは、下記TELまたはFAXまでお願い申し上げます。</p> <p>○TEL 0120-201-959 または、075-694-2729</p> <p>【平日（当金庫休業日を除く）9:00~17:00】</p> <p>○FAX 0120-201-580</p> <p>※フリーダイヤル（電話）は当金庫営業地区（京都府および滋賀県、大阪府、奈良県）のみ可能です。</p>

「京の子育て応援総合融資」 中信 京の子育てローン

(平成28年7月25日現在)

1. 商品名	「京の子育て応援総合融資」 中信 京の子育てローン
2. ご利用 いただける方	<p>次の①～⑨の条件をすべて満たす個人の方。</p> <p>①申込時年齢満20歳以上満70歳未満で、完済時年齢が満75歳未満の方。</p> <p>②安定継続収入のある方。</p> <p>③株式会社セディナの保証が得られる方。</p> <p>④当金庫の定める融資基準を満たしている方。</p> <p>⑤当金庫の会員資格のある方。</p> <p>⑥原則、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供を扶養している方。</p> <p>⑦申込時に京都府内に住所を有する方。</p> <p>⑧京都府税の滞納がない方。</p> <p>⑨他金融機関を含めた京都府の「京の子育て応援総合融資」の利用合計額が200万円を超えない方。</p>
3. お使いみち	<p>子育てに係る費用全般。ただし、事業性資金、レジャー・娯楽資金、他の借入金をまとめるための資金、自動車・高級服飾品を購入する資金は除く。</p> <p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育：保育・幼稚園から大学（ただし、大学院は除く）や塾などあらゆる教育・保育施設に関する学校納付金、受験費用、子供の下宿費用等。 ○住宅：家族で住むための住宅に関する敷金・礼金・家賃、増改築・補修費用、転居に必要な資金等。 ○一般：日常生活上一時的に必要な費用、子供の医療に係る費用等。
4. ご融資金額	200万円以内（10万円以上・1万円単位）
5. ご融資期間	10年以内（6か月以上・1か月単位）
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫所定の利率を適用させていただきます。（変動金利：年2回金利見直し型） ・ご融資後の利率については、4月1日および10月1日（休業日の場合は翌営業日）現在の「当金庫の新長期プライムレート」を基準金利として、年2回見直しを行います。原則として、4月1日基準のご融資利率は7月返済分から、10月1日基準のご融資利率は翌年の1月返済分から適用されます。
7. ご返済方法	「毎月元利均等返済方式」となります。また、ご融資額の50%までの範囲内でボーナス月増額返済の併用もできます。
8. 保証人・担保	株式会社セディナの保証をご利用いただきますので、原則として必要ありません。 ※ただし、保証会社の審査結果によっては連帯保証人をいただく場合があります。
9. 保証料	保証会社へ支払う保証料は、ご融資利率に含まれています。
10. 手数料	手数料は必要ありません。

1 1. 苦情処理 措置	<p>本商品の苦情等は、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店または相談室（電話・FAX：0120-355-774）へお申し出下さい。</p> <p>また、上記の他にも、営業店窓口に備え付けの「お客様ご意見書」の郵送や当金庫ホームページ（http://www.chushin.co.jp）上のお問い合わせより、インターネット（24時間受付）でも受付をしております。</p>																		
1 2. 紛争解決 措置	<p>京都弁護士会、公益社団法人民間総合調停センターの他、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という）の紛争解決センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日の9時から17時までの間に、営業店、相談室（電話・FAX：0120-355-774）または全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、東京三弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。</p> <p>その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。</p> <p>詳しくは、東京三弁護士会、当金庫相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫のホームページ（http://www.chushin.co.jp）をご覧ください。</p> <p>受付日時は次のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="432 958 1458 1395"> <thead> <tr> <th>問い合わせ先</th> <th>受付日時</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>京都弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>075-231-2378</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人 民間総合調停センター<大阪></td> <td>月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00</td> <td>06-6364-7644</td> </tr> <tr> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00</td> <td>03-3581-0031</td> </tr> <tr> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00</td> <td>03-3595-8588</td> </tr> <tr> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> </tbody> </table>	問い合わせ先	受付日時	電話番号	京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378	公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644	東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031	第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588	第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249
問い合わせ先	受付日時	電話番号																	
京都弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日を除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	075-231-2378																	
公益社団法人 民間総合調停センター<大阪>	月～金（祝日を除く） 9：00～12：00、13：00～17：00	06-6364-7644																	
東京弁護士会 紛争解決センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～15：00	03-3581-0031																	
第一東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 10：00～12：00、13：00～16：00	03-3595-8588																	
第二東京弁護士会 仲裁センター	月～金（祝日、年末年始除く） 9：30～12：00、13：00～17：00	03-3581-2249																	
1 3. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。審査結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。 ・本申込によって、当金庫からのお借入総額（一部の借入金を除く）が700万円を超える場合には、当金庫の会員となつていただく必要があります。その場合、別途ご融資実行時に出資金（1万円以上）が必要となります。 ・お支払いいただいた保証料は、繰り上げ返済の場合も払戻しされません。 ・ローンの詳しい内容、ご返済額の試算、または現在のご融資利率につきましては、当金庫の本支店あるいはフリーダイヤル☎0120-201-959（平日9：00～17：00）またはFAXフリーダイヤル☎0120-201-580（24時間受付）までお問い合わせください。 																		